

国営明石海峡公園事務所 災害対策部設置基準

1. 地震災害

注意体制	警戒体制	非常体制
①事務所管内（兵庫県淡路島淡路市（淡路地区）、兵庫県南東部神戸市（神戸地区））で震度4以上の地震が発生した場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③建政部対策本部長が指示した場合	①事務所管内（兵庫県淡路島淡路市（淡路地区）、兵庫県南東部神戸市（神戸地区））で震度5弱又は5強の地震が発生し、淡路地区・神戸地区が開園している場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③建政部対策本部長が指示した場合	①事務所管内（兵庫県淡路島淡路市（淡路地区）、兵庫県南東部神戸市（神戸地区））で震度6弱以上の地震が発生した場合 ②大規模災害が確認された場合 ③対策部長が必要と判断した場合 ④建政部対策本部長が指示した場合

2. 津波災害

注意体制	警戒体制	非常体制
①兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表された場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③建政部対策本部長が指示した場合	①兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③建政部対策本部長が指示した場合	①兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表された場合 ②大規模災害が確認された場合 ③対策部長が必要と判断した場合 ④建政部対策本部長が指示した場合

3. 風水害

注意体制	警戒体制	非常体制
①風雨に関する警報が発表され、公園内で災害発生のおそれがあり、対策部長が必要と判断した場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③建政部対策本部長が指示した場合	①公園内で、開園の支障となる災害又は公園周辺に被害が及ぶ災害が発生した場合 ②風水害（暴風、豪雨等）により臨時閉園を行う場合 ③対策部長が必要と判断した場合 ④建政部対策本部長が指示した場合	①公園内で、大規模な土砂崩落及び建物倒壊等の重大な災害が発生した場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③建政部対策本部長が指示した場合

4. 大規模火事等

注意体制	警戒体制	非常体制
①大規模火災等が発生し、これにより事務所管内の公共施設に被害が生じることが想定される場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③建政部対策本部長が指示した場合	①大規模火災等が発生し、これにより事務所管内の公共施設に重大な被害が生じた場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③建政部対策本部長が指示した場合	①大規模火災等が発生し、これにより市民生活に重大な被害が生じた場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③建政部対策本部長が指示した場合

5. 支援

注意体制	警戒体制	非常体制
①支援対策本部長が指示した場合 ②対策部長が必要と判断した場合	①支援対策本部長が指示した場合 ②対策部長が必要と判断した場合	①支援対策本部長が指示した場合 ②対策部長が必要と判断した場合

6. その他災害

注意体制	警戒体制	非常体制
①火山、航空、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等が発生または発生が想定され、これにより事務所管内の公共施設に被害が生じることが想定される場合 ②鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活に重大な影響が発生または発生することが想定される場合 ③対策部長が必要と判断した場合 ④建政部対策本部長が指示した場合	①火山、航空、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等が発生し、これにより事務所管内の公共施設に被害が生じた場合 ②鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活に重大な影響が発生し、長期間もしくは広範囲にわたって影響が生じることが懸念される場合 ③対策部長が必要と判断した場合 ④建政部対策本部長が指示した場合	①火山、航空、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等が発生し、これにより市民生活に甚大な被害が生じ、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合 ②鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活に重大な被害が長期間もしくは広範囲にわたって発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合 ③対策部長が必要と判断した場合 ④建政部対策本部長が指示した場合